

事業項目	事業内容
1. 地域における技能振興事業	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	
ア 技能五輪全国大会の予選の実施	各都道府県職業能力開発協会が独自の選考基準で推薦する職種のうち、「美容」と「造園」の2職種については、本年度(H30)及び次年度(H31)の技能五輪全国大会への参加候補者を選抜するため、技能検定とは別に予選を実施する
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	技能五輪全国大会、若年者ものづくり技能競技大会等への参加を促進するため、中小企業・教育訓練機関等に所属する選手とその指導者等の旅費、選手の道具運搬費の支援を行う
(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組	
① ものづくりマイスター、ITマスター及びそれ以外の熟練技能者の活用	
ア 技能五輪選手実演見学会の開催	本年度の技能五輪全国大会に参加する選手や過去に国際大会・全国大会に出場した選手が本番さながらの作業工程を行い、優秀な技能を発揮する若い選手の「志し」や「取組み」をアピールするとともに、広く「技能五輪」の存在を周知し、「ものづくり」に対する意識啓発や技能尊重機運の高揚を目的として開催する
イ おおさかものづくりコレクション2018の開催	技能尊重機運の醸成や技能士の社会的地位の向上を図るとともに、ものづくりへの関心を高め、将来のものづくり産業に従事する人材の裾野拡大につなげることを目的に、技能士団体や公共職業能力開発施設等の協力を得て開催する ① ステージ等のメイン会場での製作実演 ② ブースでの製作実演及びものづくり体験教室 ③ 技能五輪・技能グランプリ優勝者の紹介及び実演(展示及び実演) ④ 技能検定試験等技能評価制度の紹介 ⑤ 職業訓練生のコンクール、デモンストレーション等
ウ 職業能力開発に係る講演会の開催	職業能力開発促進月間に行われる表彰式典の出席者等を対象に、職業能力開発に関する著名な方を招いて、自己啓発並びにキャリア形成支援についての講演会を開催する
② ものづくりマイスター、ITマスター以外の熟練技能者の派遣	
ア 小中学校における「ものづくり体験教室」の開催	小中学校等の児童・生徒を対象に、ものづくりへの興味や関心を深め、技能尊重機運の醸成を図るため、熟練技能者による指導のもと、児童・生徒が自身で作品を製作し完成させることにより、ものづくりの感動を体感してもらい、将来ものづくり産業に従事する人材の裾野拡大を目的に開催する
イ 市民フェア等における「ものづくり体験教室」の開催	市区町村等のイベントにおいて府・市民等を対象に、ものづくりへの興味・関心を高め、将来ものづくり産業に従事する人材の裾野拡大を目的に開催する
ウ 熟練技能者等による技能講習の開催	ものづくりマイスター認定職種以外の熟練技能者が生徒等を対象に実技指導を行い、高度な技能を体感することにより技能の向上や技能検定受験にも繋がることを目的に開催する
エ 技能伝承等に取り組む企業の好事例発表及び意見交換	企業の人材育成担当者等に対し、技能向上、人材育成に関する具体的かつ効果的な実施方法についての意識向上を図ることを目的として、技能伝承の好事例となる取り組みを通して意見交換を行い理解を深めさせるとともに、異業種の交流の促進を図る
オ 技能競技大会展及び技能士展の開催	近畿ブロックにおいて開催地を調整のうえ決定し、技能競技大会展においては、実施内容(競技職種・競技内容等)をデモンストレーション、競技課題による製作物やパネル等の展示、また技能士展においては、技能士制度の普及・促進を図るため、技能士による実演、製品やパネル等の展示により広く周知・広報を行う

事業項目	事業内容
2. ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務	
(1) ものづくりマイスター等の開拓	
ア ものづくりマイスターの制度周知と認定機関への取次等	企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター及びITマスター候補者に係る情報収集等(掘り起こし)を行い、実技指導の希望や要望が見込まれる業種や職種を勘案し、効果的・効率的に認定機関へ取次ぎを行う。 また、HP、パンフレット、リーフレット、業界誌等を活用し、ものづくりマイスター制度の周知等を行う
イ「ものづくりの魅力」の動画発信(ホームページ掲載用)	協会HP上でも本事業のそれぞれの事業活動の様態を「ものづくりの魅力」動画により発信する
ウ ものづくりマイスターに対する研修指導技法等講習	新規に認定されたものづくりマイスターを対象に、指導技法の習得・向上のため、経験豊かなものづくりマイスター等(中央技能振興センター講師養成研修習得済み、または職業訓練指導員免許取得者)が講師となり、指導技法はもちろんのこと個人情報保護やセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与等も併せて行う
エ ITマスターに対する研修指導技法等講習	新規に認定されたITマスターを対象に、指導技法の習得・向上のため、経験豊かなITマスター等(中央技能振興センター講師養成研修習得済み)が講師となり、「実技指導教材の作り方」及び「OJTによる指導の進め方」、「ITマスター講義ガイド」を用いた指導の仕方などを行う
3. ものづくりマイスター等の活用に係る業務	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	
ア 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	中小企業や教育訓練機関等における若年技能者の人材育成に係るニーズの把握・相談を行い、ものづくりマイスターの実技指導に向けたコーディネートを行う また、ITマスターについても周知と指導等に向けた取り組みを行う
(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施	
ア 中小企業への機械・電気、建設等実技指導	実技指導について要請のあった企業にものづくりマイスターを派遣し、指導計画等の事前調整をしたのち、若年技能者を対象に技能競技大会競技課題や技能検定試験問題等を活用した機械・電気、建設等の実技指導を実施する
イ 職業高校等への機械・電気、建設等実技指導	実技指導について要請のあった教育訓練機関にものづくりマイスターを派遣し、指導計画等の事前調整をしたのち、若年技能者を対象に技能競技大会競技課題や技能検定試験問題等を活用した機械・電気、建設等の実技指導を実施する
ウ 職業高校等への技能競技大会課題等をベースにした実技デモンストレーション及び実技指導	ものづくりマイスターを職業高校へ派遣し、生徒等を対象に実技デモンストレーション及び実技指導を行うことにより、ものづくりへの関心を高め、技能尊重気運と就業意欲の高揚を図るために実施する
(3) 「目指せマイスター」プロジェクト	
ア 小中学校等の教師・保護者(PTA)を対象とした「ものづくりの魅力」発信講座等の開催	教育訓練機関からの要請に基づきものづくりマイスターを派遣し、教師・保護者(PTA)に対し講義、実演、体験を実施し、「ものづくりの魅力」を発信し、ものづくりに関する理解促進等を図るために実施する
イ 小中学校等の授業等へ児童・生徒を対象とした「ものづくりの魅力」発信講座等の開催	教育訓練機関からの要請に基づきものづくりマイスターを授業等へ派遣し、児童・生徒に対し講義、実演、体験を実施し、「ものづくりの魅力」を発信し、ものづくりに関する理解促進等を図るために実施する
ウ 小中学校等の授業等へ児童・生徒を対象とした事業所・訓練施設等の見学会の開催	教育訓練機関からの要請に基づき児童・生徒に、ものづくりマイスターの働く事業所・訓練施設等を見学してもらい講義、実演、体験も併せて実施することで、ものづくりに関する理解促進等を図るために実施する
エ「ITの魅力」発信	教育訓練機関からの要請に基づきITマスターを授業等へ派遣し、児童・生徒に対し「ITの魅力」を発信する内容の講義、実演、体験を実施し、情報技術を使いこなす職業能力を付与するために実施する
オ 若者に対する「ものづくりの魅力」発信	地域若者サポートステーションからの要請に基づき、可能な限りニート等の若者に対して、ものづくりマイスターを活用した講義、実演、体験を実施する
カ ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習	ものづくりマイスター(事業主)の働く職場での職業体験実習(インターンシップ)を可能な限り実施する
4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
(1) 連携会議の設置	推進計画や実施計画の策定、地域の産業特性や就業構造を踏まえた技能振興の取組や事業実施に当たっての連携・協力の在り方の検討、並びに事業の進捗管理を実施する 構成員 有識者(大学教授)、 労使団体 (大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会大阪府連合会) 教育・教育訓練関係機関等 (大阪府教育委員会、独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、(社)大阪府技能士会連合会) 行政機関(大阪労働局、大阪府)